

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊伊丹駐屯地
中部方面会計隊本部業務科長 武下



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
4QF410100010	4RL01AZ0001						
品名 または 件名							
給食業務の部外委託ほか1件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
伊丹駐業				伊丹駐業糧食班			
搬入場所				納 期 または 工 期			
伊丹駐屯地糧食班				令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)			

2 競争参加資格

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

仕様書及び入札心得等については、会計隊事務室に掲示する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所 : 個別に実施

入札日時場所 : 令和6年2月1日(木) 13時30分 会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金 : 免除 契約保証金 : 免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式 : 総品目総額 契約方式 : 一般競争

7 注意事項

(1) 入札実施要領

別紙「給食業務部外委託契約に係る競争入札実施要項」のとおり

(2) 郵便等による入札については、令和6年1月31日(水)17時00分到着分までを有効とする。

なお、事前に郵便入札の申し出を中部方面会計隊本部業務科契約班まで行うとともに、必ず便着の確認をすること。

入札書については、内訳書を必ず添付すること。

(3) 入札に参加を希望する者は、入札参加希望受付時(1月18日(月)まで)に入札関係書類の提出の写しを提出すること。

(4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。(様式随意)

(5) 市価調査等依頼は協力されたい。

(6) 入札心得等関係事項を承知の上参加すること。

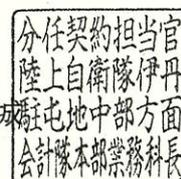
(7) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者は契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分10以上の金額を違約金として徴収する。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

令和5年12月19日

分任契約担当官陸上自衛隊伊丹駐屯地
中部方面会計隊本部業務科長 武下 克城



1 工事概要

- (1) 工事名 伊丹（5）29号建物他便所改修
- (2) 工事場所 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1（陸上自衛隊伊丹駐屯地内）
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。
トイレブース撤去及び新設、洋便器新設
- (4) 工期 令和6年3月29日まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和5年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」又は「管工事」で級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がD等級以上又は「管工事」に係る等級がC等級以上であること。
- (5) 平成19年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、「建築一式工事」又は「管工事」を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監

督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。) (旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。) の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計 (以下「評定点合計」という。) が65点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関 (旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。) の発注した工事 (平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。) の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者 (以下「監理技術者等」という。) を当該工事に兼任で配置できること。
 - ア 2級建築士又は同等以上の資格を有するものである。
 - イ 平成19年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である (原則、着工から完成まで従事している。)
 - なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関 (旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。) の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
 - ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
- (8) 競争参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。) 及び競争参加資格確認資料 (以下「資料」という。) の提出期限の日から開札の時点までの期間に、近畿中部防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」 (防整施 (事) 第150号。28. 3. 31) に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 陸上自衛隊伊丹駐屯地中部方面会計隊本部業務科が発注した「建築一式工事」又は「管工事」のうち、令和元年度以降令和4年度までに完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者 (受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。) 又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと (資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (12) 近畿中部防衛局管轄区域内 (富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県) の市町村に建築工事業の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒664-0012 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7丁目1番1号

陸上自衛隊伊丹駐屯地中部方面会計隊本部業務科

担当 山崎

TEL 072-782-0001(内線3413)

FAX 072-782-0035

電子メール plans-mafin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和5年12月20日から令和6年1月9日まで(冬期休暇令和5年12月28日～令和6年1月8日を除く。)の毎日、午前9時00分から午後5時00分まで(正午から午後1時までの間を除く。)

イ 交付場所

(1)の担当部局において手渡し又は郵送又は電子メールにより交付を行う。郵送等を希望される場合は、実費負担とする。(着払いで送付)

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和6年1月9日(月)午後5時00分

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)又は電子メールにより提出する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和6年1月29日 午後1時30分

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

日時 令和6年1月30日 午後1時00分

場所 会計隊入札室

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金免除

(3) 契約保証金免除。ただし、落札者は、金融機関若しくは保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の保証を付するものとする。
なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1(予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3)以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定技術者の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回っている場合は、低入札価格調査を行うので、協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

(11) 契約書作成の要否
要。

(12) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。

(13) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

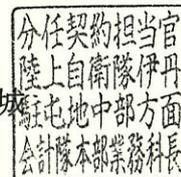
(14) 詳細は、入札説明書による。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

令和5年12月25日

分任契約担当官陸上自衛隊伊丹駐屯地
中部方面会計隊本部業務科長 武下 克城



1 工事概要

- (1) 工事名 伊丹（5）29号建物シャワー室補修工事
- (2) 工事場所 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1（陸上自衛隊伊丹駐屯地内）
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。
シャワー室の内装、配管、照明具の設置
- (4) 工 期 令和6年3月29日まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和5年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」又は「管工事」で級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がD等級以上又は「管工事」に係る等級がC等級以上であること。
- (5) 平成19年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、「建築一式工事」又は「管工事」を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監

督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。) (旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。) の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計 (以下「評定点合計」という。) が65点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関 (旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。) の発注した工事 (平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。) の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者 (以下「監理技術者等」という。) を当該工事に兼任で配置できること。
 - ア 2級建築士又は同等以上の資格を有するものである。
 - イ 平成19年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である (原則、着工から完成まで従事している。)なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関 (旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。) の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
 - ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
- (8) 競争参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。) 及び競争参加資格確認資料 (以下「資料」という。) の提出期限の日から開札の時点までの期間に、近畿中部防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」 (防整施 (事) 第150号。28. 3. 31) に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 陸上自衛隊伊丹駐屯地中部方面会計隊本部業務科が発注した「建築一式工事」又は「管工事」のうち、令和元年度以降令和4年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者 (受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。) 又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと (資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (12) 近畿中部防衛局管轄区域内 (富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県) の市町村に建築工事業の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒664-0012 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7丁目1番1号

陸上自衛隊伊丹駐屯地中部方面会計隊本部業務科

担当 山崎

TEL 072-782-0001(内線3413)

FAX 072-782-0035

電子メール plans-mafin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和5年12月25日から令和6年1月16日まで(冬期休暇令和5年12月28日~令和6年1月8日を除く。)の毎日、午前9時00分から午後5時00分まで(正午から午後1時までの間を除く。)

イ 交付場所

(1)の担当部局において手渡し又は郵送又は電子メールにより交付を行う。郵送等を希望される場合は、実費負担とする。(着払いで送付)

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和6年1月16日(火)午後5時00分

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)又は電子メールにより提出する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和6年2月5日(月)午後1時30分

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

日時 令和6年2月6日(火)午後1時00分

場所 会計隊入札室

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金免除

(3) 契約保証金免除。ただし、落札者は、金融機関若しくは保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の保証を付するものとする。
なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1(予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3)以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定技術者の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回っている場合は、低入札価格調査を行うので、協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

(11) 契約書作成の要否
要。

(12) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。

(13) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(14) 詳細は、入札説明書による。